

議案第65号

二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月15日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公務員法の一部改正により、同法の引用条文の条項等に整合を図る必要が生じたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(議案第65号) 二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員</u> (以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、必要に応じ、当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容)により、4週間ごとの期間につ</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>で同法第28条の5第1項に規定する<u>短時間勤務の職を占めるもの</u> (以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、必要に応じ、当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上)の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容)により、4週間ごとの期間につき8日</p>

改正後	改正前
<p>き8日（<u>育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第13条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（<u>育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で任命権者が定める日数）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該<u>育児短時間勤務等</u>の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第13条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>（1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（<u>育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で任命権者が定める日数）</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2・3（略）</p>